

※ 指示があるまで問題を開かないでください。

令和 8 年度

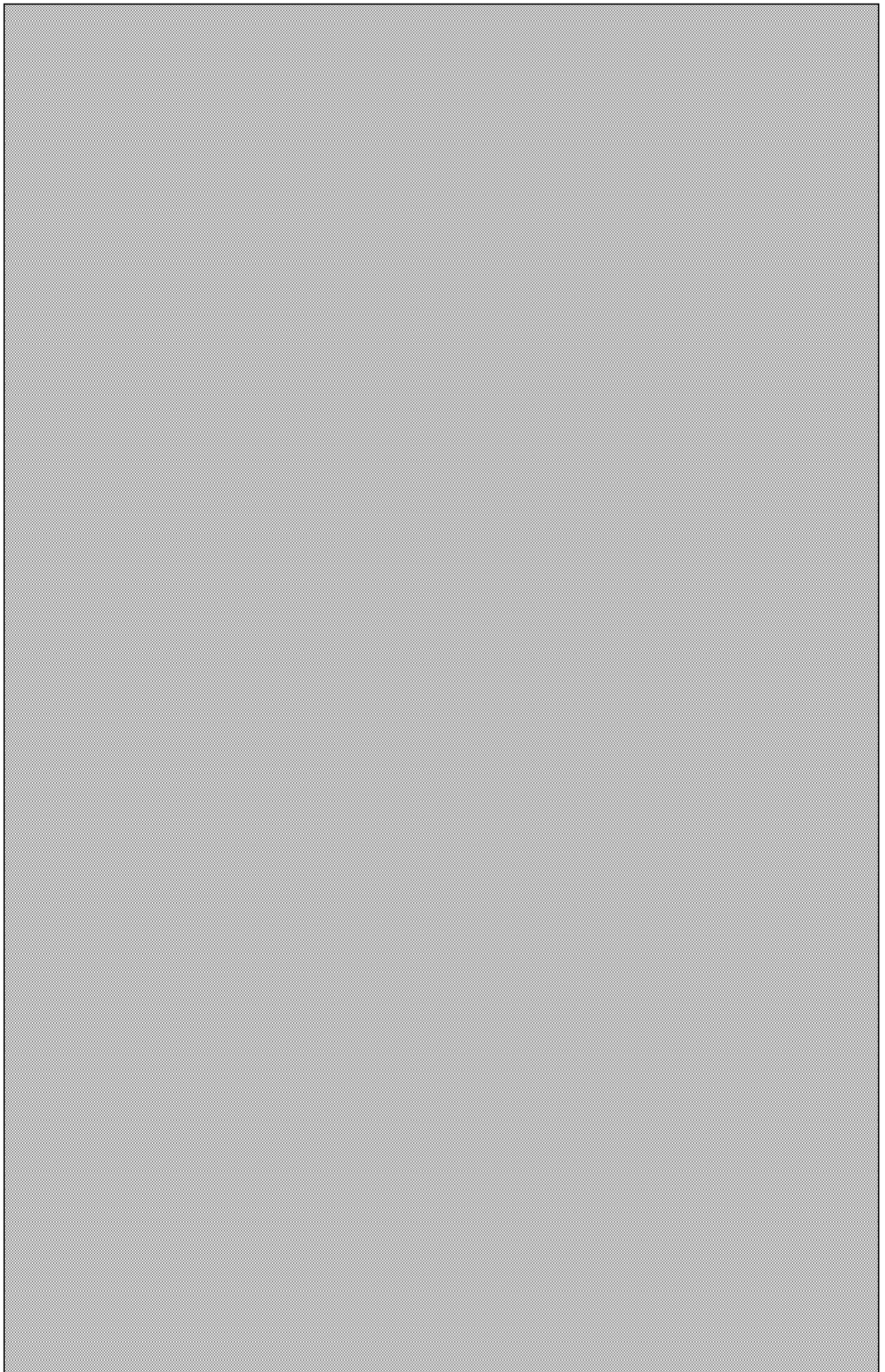
専門系専門試験問題

(建築)

令和 8 年 4 月 2 6 日 (日) 実施

注意事項

- 1 問題は 6 題あります。4 題を選択し、解答してください。
- 2 解答用紙は、必ず 1 題につき 1 枚を使用し、受験番号及び氏名を記入してください。
- 3 解答用紙の問題番号欄は、選択した問題番号に○印をつけてください。
- 4 解答内容は、解答に至った経過についても残しておいてください。
- 5 試験時間は 6 0 分です。
- 6 この問題は持ち帰ることができます。ただし、解答用紙は白紙でも必ず提出してください。

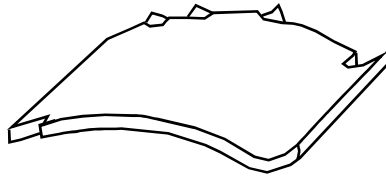


No.1 建築構造

木構造の住宅の屋根に関する次の記述の ～ にあてはまる語句を下の【語群】から選択し記入せよ。また、 、 にあてはまる語句を記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

軒先には雨水がかかりやすく、垂木・母屋などの木口は吸水性がよいので腐朽しやすい。これらをおおい、垂木・母屋相互の連結や化粧を兼ねて、垂木の端には を取り付ける。母屋の端には を取り付け、軒天井を張ることが多い。また、軒天井を張らない場合には、垂木・野地板などに化粧材を用い、軒桁上端には を取り付け、天井裏に虫やほこりなどが入るのを防ぐ。

瓦には、粘土を原料にした粘土瓦のほかに、セメントを主原料にしたプレスセメント瓦などがある。また、その取付け位置や形状により、平瓦と役瓦がある。粘土瓦のうち、 瓦は、伝統的な日本瓦の形状で、役瓦の種類が豊富である。 瓦の例として、図のような がある。



金属板を葺く場合、葺板の継目は、温度変化による伸縮を自由にするため、 掛けとし、葺板の止付けは、 を用いる。

【語群】

つけかもし	引掛棧瓦	大引	けらば瓦	破風板
J 形	幅木	なげし	のし瓦	一文字瓦
床束	根太	S 形	鼻隠	F 形
面戸板				

No.2 建築材料

構造用鋼材に関する次の記述の ア、イ にあてはまる語句を記入せよ。また、ウ ～ キ にあてはまる語句を下の【語群】から選択し記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

ア とは、H 形・山形・溝形など所定の断面形状や長さに、イ 圧延製造されたものをいう。イ 圧延製造とは、鋼を高温に加熱して、回転するロール間に差し込み、連続して圧力を加え所定の断面形状にする方法をいう。

「SN400A」は、JIS で規格された構造用鋼材の 1 つである。「SN400A」の「SN」は種類記号であり、ウ を表す。「SN400A」の「400」は エ の下限値[N/mm²]を表す。「SN400A」の「A」は性能の区分であり、ABC の 3 つの性能の区分がある。A 種はオ 部材に適し、B 種は粘り強く、骨組みに用いる。C 種は板厚方向の強さを強化したもので、板厚方向に大きな力が生じる部分に用いる。

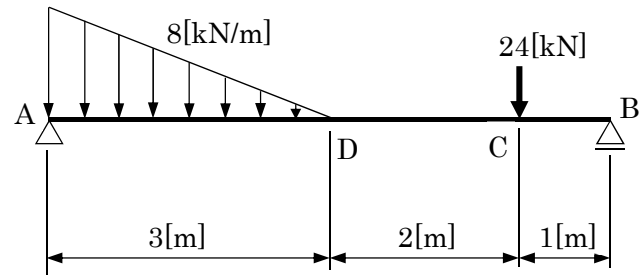
一般構造用炭素鋼鋼管は、一般構造用の円形断面の鋼管のことであり、種類記号はカ である。一般構造用角形鋼管は、一般構造用の角形断面の鋼管のことであり、種類記号は キ である。

【語群】

耐力	SKS	溶接しない	SKD
一般構造用圧延鋼材	SSC	引張強さ	建築構造用圧延鋼材
降伏点	STKR	溶接構造用圧延鋼材	溶接する
STK	伸び	STKN	

No.3 構造力学

図のように、分布荷重と集中荷重が作用している単純梁について、次の問に答えよ。ただし、いずれも解答に至るまでの式を記載すること。



- (1) 支点 A、B の反力[kN]をそれぞれ求めよ。
- (2) せん断力図と曲げモーメント図を作成せよ。
- (3) 最大曲げモーメントの大きさ[kN・m]を求めよ。

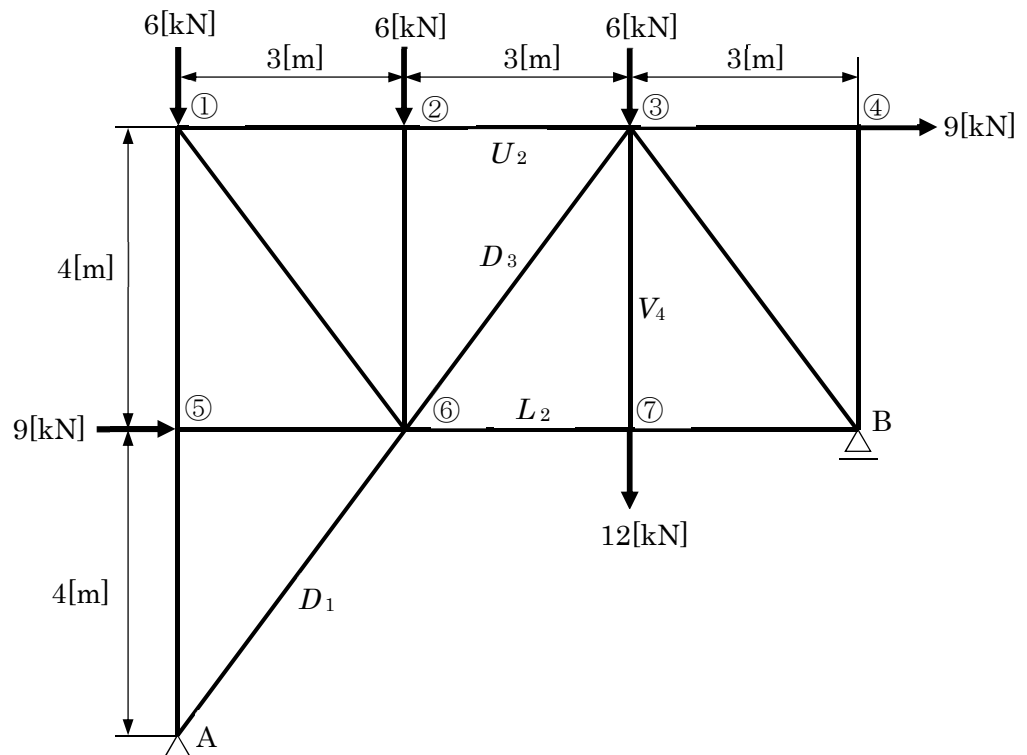
No.4 構造力学

図のようなトラスに関する次の記述の ア ～ キ にあてはまる数値をいずれも有効数字 2 桁で記入せよ。ただし、部材力は引張を+、圧縮を-とする。

トラスの力のつり合いより鉛直方向の反力を求めると、支点 A の反力は ア [kN]、支点 B の反力は イ [kN] となる。節点⑦の力のつり合いより、部材 V_4 の部材力は ウ [kN] となり、節点 A の力のつり合いより、部材 D_1 の部材力は エ [kN] となる。

節点③、⑦、B、④のトラスにおいて、節点③まわりの力のモーメントのつり合いより、部材 L_2 の部材力は オ [kN] となり、力のつり合いより、部材 D_3 の部材力は カ [kN] となる。

次に、節点③、⑥、⑦、B、④のトラスにおいて、節点⑥まわりの力のモーメントのつり合いより、部材 U_2 の部材力は キ [kN] となる。



No.5 建築施工

建築工事の各種手続きに関する次の記述の 、 にあてはまる語句を記入せよ。また、 ～ にあてはまる語句を下の【語群】から選択し記入せよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

建築工事にあたっては、着工前・施工中及び竣工後に定められた時期において、建築基準法をはじめ、関係法規に基づく諸手続きを遅滞なく行う必要がある。

建築工事に関するおもな手続きのうち、確認申請は、 が建築主事、建築副主事（建築副主事の確認にあっては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。）、または に提出する。建築工事届は、 が に提出する。ただし、建物の該当部分の床面積が 10m² 未満の場合は届出が不要である。

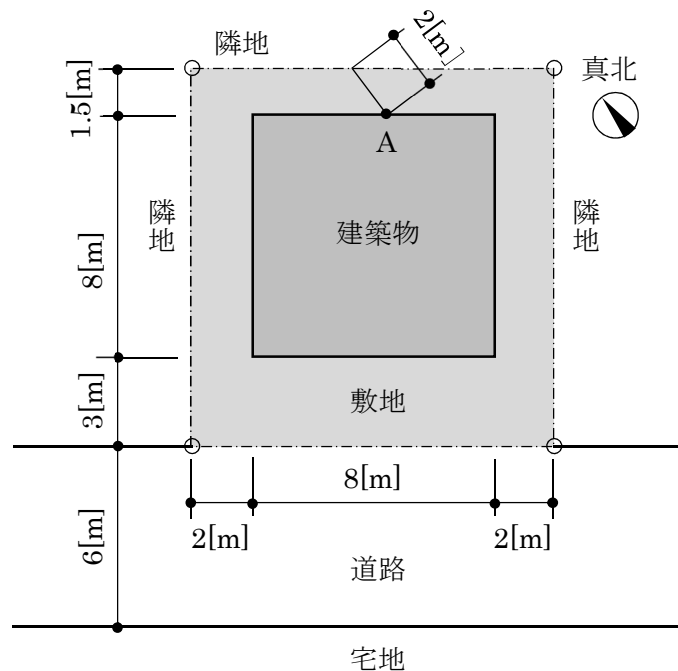
総括安全衛生管理者選任報告は、 が に提出する。道路使用許可申請は、 が に提出する。

【語群】

発注者	消防署長	労働基準監督署長	厚生労働大臣	市町村長
道路管理者	都道府県知事	特定行政庁	消防長	経済産業大臣
事業者	設置者	道路占用者	所轄警察署長	施工者
総務大臣				

No.6 建築法規

図のような第二種低層住居専用地域内の敷地にある建築物の斜線制限に関する次の記述の ア ～ オ にあてはまる数値を記入せよ。ただし、都市計画において定められる建築物の高さの限度を 10[m]とし、道路斜線の適用距離を 20[m]とする。また、隣地及び道路の相互間の高低差はないとする。図に示されているものを除き、地域・地区等及び特定行政庁による指定の条件はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。



建築物における A 点で建築することのできる高さの最高限度を考える。A 点には、前面道路からの道路斜線制限と北側隣地からの斜線制限の適用を受ける。したがって、道路斜線制限と北側斜線制限による A 点の高さの最高限度を求め、都市計画において定められる建築物の高さの限度 10[m]と比較する。

建築物は道路境界線から ア [m] セットバックしていることと、道路斜線制限による勾配が第二種低層住居専用地域の場合は イ であることから、道路斜線制限による A 点の高さの最高限度は ウ [m] となる。また、北側斜線制限における A 点の高さの最高限度は エ [m] となる。したがって、建築物における A 点の高さの最高限度は オ [m] となる。

